

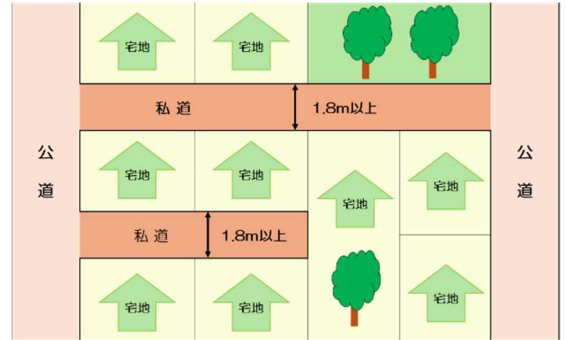
七尾市私道復旧補助制度（復興基金）について

令和6年能登半島地震により発生した私道被害について、集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、個人発注の私道の復旧工事等に対する費用の一部を支援（補助）するもの

支援対象となる私道

支援対象となる私道は、次の要件を満たすもの（公簿上の地目の種別は問いません）

- 令和6年能登半島地震により被害を受けたものであること
- 一般交通の用に供しているものであること
- 公道に接続するものであること
- 幅員がおおむね1.8m以上であること
- 所有者の異なる住宅が連たんして2戸以上建ち並んでいるものであること
- 自治会又は集落等で維持管理しているものであること



支援対象者

支援対象の私道を管理する自治会又は集落等

交付申請者

支援対象の私道を所有または管理する代表者

支援補助額

【交付基準】

- 補助率：対象工事实額に3分の2を乗じた額
（工事費が300万円の場合 補助額：200万円 自己負担額：100万円）
- 補助上限：1件あたり1,200万円
- ※対象工事实額が50万円未満のものは除く
- ※対象工事实額とは対象工事に関する調査、設計、**原形復旧工事**に要した費用の合計（消費税及び地方税を含む）
- ※別途補助金がある場合には、当該補助金額を対象工事实額から控除する

申請書類

- 私道復旧補助金交付申請書（様式第1号）
- 私道復旧補助対象地所有者等の内訳（別紙）
- 位置図
- 被災状況が確認できる資料（写真等）
- 平面図、標準横断図等の対象工事の設計図書
- 見積書の写し及び工事費内訳書
- 私道の登記全部事項証明書及び公図の写し
- その他市長が必要と認める書類

対象工事内容

- 被災箇所の**原形復旧工事**のうち以下のもの
- 路面の舗装復旧又は補修
 - 側溝等の排水構造物の復旧
 - ガードレール等の防護柵の復旧
- ※令和6年能登半島地震により被災した私道の復旧工事であり、既に工事が完了しているものも含む

お問合せ先：七尾市 建設部 都市建築課
電話（0767）53-8429